

福祉の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

福祉の里センター条例の一部を改正する条例

福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）					
区 分		多目的ホールの利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額	区 分		多目的ホールの利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額	
		貸切使用	個人使用				貸切使用	個人使用		
		1時間までごとに	1人4時間までごとに				1時間までごとに	1人4時間までごとに		
入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円	[略]	[略]	入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円	[略]	[略]	
	その他の催しに使用する場合	4,210				その他の催しに使用する場合	4,290			
入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	1,680			入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	1,710			
	その他の催しに使用する場合	興行として行うものではない場合	6,320			その他の催しに使用する場合	興行として行うものではない場合	6,440		
		興行として行うものである場合	12,630					興行として行うものである場合	12,880	

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>530</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>340</u>	
[略]			
研修室C	[略]	<u>530</u>	
[略]			
工芸室	[略]	<u>340</u>	

別表第4 (第6条関係)

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>440円</u>	<u>810円</u>

[略]

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>540</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>350</u>	
[略]			
研修室C	[略]	<u>540</u>	
[略]			
工芸室	[略]	<u>350</u>	

別表第4 (第6条関係)

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>450円</u>	<u>830円</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。